

## みやぎの水産加工品直売所マップ制作業務仕様書

### 1 委託業務の名称

みやぎの水産加工品直売所マップ制作業務

### 2 契約期間

契約締結の日から平成30年3月29日（木）

### 3 業務目的

東日本大震災によりシェアを失った本県水産物・水産加工品の販売力を強化するため、平成26年4月から運用を開始した「サカナップみやぎ」水産加工データベースを活用し、県内水産加工業者等の直売所マップ（紙媒体）を作成・活用することにより、県内外の一般消費者に本県水産物・水産加工品について訴求し、消費を促すことを目的とする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) みやぎの水産加工品直売所マップの制作

「サカナップみやぎ」水産加工データベースに掲載されている、自社店舗（直売所）所有企業の情報等を活用し、宮城の水産加工品直売所情報を掲載した直売所マップ（紙媒体）を制作するもの。

イ 作成部数：10,000部

ロ 規格：消費者が直売所マップを手に取りやすく、現地へ足を運ぶ際の持ち運びにも適するようなサイズ、カラー、ページ数、用紙、加工方法とすること。従来のA4サイズにはこだわらず、ハンディタイプなども可とする。

ハ 構成：消費者が現地及び掲載店舗に足を運び、商品を手に取りたくなるような、魅力のある構成、デザインを提案すること。

① 掲載する企業・店舗数は110件程度を想定し、企業・店舗リストは県から提供する。

② 各企業の代表的な商品2点程度の写真及び説明文を掲載すること。なお、商品写真については、原則として県から提供する。

③ 以下の4エリアに区分した構成とすること。

気仙沼・南三陸エリア、石巻・女川エリア、塩釜・松島エリア、仙台・仙南エリア

④ 企業の店舗情報や商品情報などにリンクしたQRコード等を掲載すること。

⑤ その他、必要に応じ消費者への訴求に効果的と思われる事項を掲載すること。

(2) 相乗効果が期待できる独自の提案

(1) の提案に加え、予算の範囲内で、掲載企業と調整の上、クーポン券等の購入特典を企画するなど、県産水産物及び水産加工品の消費拡大に効果が期待できる独自の提案を行うこと。(複数の企画を提案することも可とする。)

○提案例

- ・掲載企業と調整の上、クーポン券等の購入特典を企画する。
- ・受注者のネットワークを活用し、成果品を飲食店・公共施設等で広く配布する。
- ・商品カテゴリー(たらこ、かまぼこ、海藻、牡蠣、ホヤ、ふかひれ等)毎に検索可能な索引を掲載する。
- ・広告、チラシ等での追加情報発信を行う。
- ・協議の上、実施内容の詳細を検討することとする。

5 包括的事項

(1) 受注者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

(2) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手するほか、必要に応じて発注者が随時貸与する。また、予算の範囲内において取材も可とする。なお、発注者が貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

(3) 業務体制

イ あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。

ロ 専任のスタッフを確保すること。

(4) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県農林水産部水産業振興課に2部納品すること。

(5) 本業務において制作した各種素材画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(6) 受注者は、本業務において制作した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

(7) 本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

6 目的物

CD-R等の記録メディアに保存して納入するとともに印刷物にて納入する。

7 目的物の納入場所

宮城県農林水産部水産業振興課及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 本業務による目的物の著作権等の諸権利は，発注者に帰属する。
- (2) 契約締結後は速やかに委託業務に着手し，委託業務の進行状況については，随時発注者に報告すること。
- (3) 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については，その都度発注者と協議すること。
- (4) 印刷物の作成に際しては，環境に配慮すること。
- (5) 企画提案書で提案のあった内容を遵守し，仕様書の仕様変更及び本仕様書以外の必要事項がある場合には，発注者と受注者が協議して定めるものとする。